

6. 当組合が作成した匿名加工情報に関する事項（保護法第 36 条第 3 項関係）
次の通りです。

○匿名加工情報として作成した項目

・
・

（備考）当該項目（住所、年齢等）について公表する。なお、匿名加工情報を作成しない場合は削除してよい。

以 上